

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私が住み込みで働いていたころ、勤務先に来たA区役所の職員に勧められ、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は職場に来た集金人に納付していた。申立期間が未納と記録されていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月以降、申立期間を除き、60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、36年7月に、当時、申立人が住み込みで働いていた勤務先の事業主夫婦と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認できる上、事業主夫婦は当該期間の保険料が納付済みであることが確認できることを踏まえると、申立人も当該期間の保険料を集金人に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までについて、申立人は、職場に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B市においては、集金人制度が同年9月に発足したことが確認できることから、その時期までは集金人に保険料を納付するこ

とはできず、申立人が住み込みで働いていた勤務先の事業主夫婦も未納である上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年11月まで

私は、平成4年*月に婚姻し、A県B市役所で国民年金第3号被保険者の手続を行った際、未納となっている国民年金保険料については、2年分さかのぼって納付できるとの説明を受け、同市役所から送付されてきた納付書により銀行で納付した。申立期間が未納とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から同年11月までについて、申立人は、国民年金の第3号被保険者該当手続を行った後にB市役所から送付されてきた納付書により、銀行で国民年金保険料を納付したとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録から、同年12月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該期間の保険料は現年度保険料であり、加入手続を行いながら現年度保険料を納付しなかったとは考え難い上、同市役所から送付されてきた納付書で当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは無い。

一方、申立期間のうち、平成2年11月から4年3月までについて、申立人は、国民年金の第3号被保険者該当手続を行い、後日、送付されてきた納付書で当該期間の国民年金保険料も納付したと主張している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）が作成していた納付書は、コン

ピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録がすべて漏れたとは考え難い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

私の国民年金の加入手続は親が昭和51年9月ごろA市役所で行った。申立期間の国民年金保険料は納付書で納付していたので、未納となっていることは納得できない。なお、所持している年金手帳には、同市の領収印のみの領収証書も添付されている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和52年4月以降、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、厚生年金保険との切替手続も適切に行っていることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、昭和53年3月ごろ払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、B県A市では、国民年金加入時に未納過年度保険料が有る場合には、現年度保険料と併せて納付を勧奨することが通例であり、同市役所においては、「預り書」を発行して過年度保険料を国庫金歳入指定金融機関へ納付していたことも確認されていることから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を集金人に納付してくれたはずである。申立期間について、妻の保険料が納付済みであるのに、私が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻についても、昭和36年4月以降60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年3月に払い出されており、申立人は、申立期間の始期である36年4月1日から強制加入の被保険者とされるべきであることから、上記の同手帳記号番号払出時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人及びその妻の保険料納付意識の高さを踏まえれば、当該期間の保険料を未納のまま放置するとは考え難い上、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の妻については、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年4月から16年3月までの期間を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年4月から16年3月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から18年7月21日まで
申立期間について、給与は昇給しているにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では標準報酬月額に変動がなく、一定となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額について、オンライン記録では、申立期間のうち平成15年4月から16年3月までの期間は18万円と記録されている。

しかし、申立人が所持する給与明細書により、申立期間のうち平成15年4月から16年3月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、申立期間のうち、平成15年4月から16年3月までの期間は22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成6年10月から14年4月までについては、申立人は、当該期間の給与明細書を所持していない上、A株式会社も賃金台帳等関連資料を保管していないため、当時の同僚複数に照会したが、申立期間に係る給与明細書等を所持している者は確認できなかった。

また、平成14年5月から15年3月までの期間及び16年4月から18年6月までの期間については、給与明細書から、オンライン記録上の標準報酬月額より高い報酬月額が支給されていることが確認できるが、厚生年金保険料の控除額から算出した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成6年10月から15年3月までの期間及び16年4月から18年6月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、平成18年7月については、申立人が所持する給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるほか、A株式会社の給与事務担当者は、「保険料控除については当月控除である」との回答をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人に係る同事業所における厚生年金保険の資格喪失日は平成18年7月21日とされている上、雇用保険の資格喪失日も同日であることが確認できることから、当該期間については申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月11日から同年10月1日まで
② 昭和51年8月25日から同年9月1日まで

申立期間①について、A組合に昭和47年9月11日から就職したが、厚生年金保険の加入記録は同年10月1日からの資格取得となっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、当時A組合からB組合（現在は、C組合）に転籍となったが、D連合のあっせんにより業務命令で異動したものであり、厚生年金保険の加入記録が昭和51年8月25日から同年9月1日の期間まで空白となることはあり得ないので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A組合、B組合及び申立人の異動をあっせんしたと考えられるD連合の事業主からの回答書、元同僚からの供述及び退職金計算書から、申立人がA組合に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B組合の元同僚は、「組合間の異動で厚生年金保険の加入期間に空白が生じることはあり得ない。人事異動の決定は個々の事業所で決定され、双方の理事会の承認により異動日が公示されるため、異動日は同一のはずである。また、組合の半期決算は8月末日であるため、通常は9月1日が異動日として設定される。」と回答していることから、申立期間②のA組合に係る資格喪失日を昭和51年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和51年7月のA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録におけるA組合の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日（資格喪失日の前日）と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って資格喪失日又は離職日と記録したことは考え難いことから、A組合の事業主が昭和51年8月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、A組合に係る申立期間①については、申立人が所持している昭和47年度給与所得の源泉徴収票及び退職金計算書並びに雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立期間①において申立人が勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業所の事業主に照会したところ、「申立期間①当時の関係資料を廃棄しているため、申立期間①に係る勤務実態等は不明」と回答していることから、申立期間①における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立人が所持している「昭和47年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料控除額をみると、申立期間①を含めた昭和47年9月から同年12月までの4か月分として標準報酬月額5万6,000円で社会保険料額を計算すると、申立期間①を含めた当該期間の社会保険料額は上記源泉徴収票の社会保険料控除額よりも多い額となるため、申立期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていないことが推認できる。

さらに、当時、当該事業所に勤務していた元同僚に照会したところ、「私

は、昭和46年9月から勤務しているが、1か月は試用期間で厚生年金保険に加入したのは同年10月1日からとなっている。」と供述している上、申立期間当時の他の同僚に係る厚生年金保険の資格取得日はほとんどが月初めの資格取得日となっていることから、申立期間当時、当該事業所においては必ずしもすべての従業員について、勤務開始月から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月1日から27年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を25年8月1日、資格喪失日を27年1月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から27年1月1日まで

昭和24年9月1日に株式会社Bから株式会社Aに転職し、26年12月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。株式会社Aには、同社の設立当初から正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける勤務状況の詳細な記憶及び元同僚の回答から、申立人が申立期間において同社に正社員として勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務しながら夜間高校に通っていたとしている元同僚は、「厚生年金保険には皆加入しており、高校生であった私も入社当初から加入しているので、申立人だけが加入していないのは考

えられない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚は、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年8月1日付けで被保険者となっていることが確認できるほか、複数の元同僚が申立期間当時に当該事業所に勤務していたと供述している従業員については、いずれも被保険者となっていることが確認できる。

加えて、当該複数の元同僚が回答している当時の株式会社Aの従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和25年8月1日から27年1月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、申立期間当時に同じ職種の同僚の標準報酬月額から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失の届出も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年8月から26年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和24年9月1日から25年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、株式会社Aは同年8月1日付けで厚生年金保険の新規適用事業所となっており、それ以前に適用事業所であった事実は確認できない。

また、当該事業所は昭和57年8月16日に適用事業所でなくなっており、代表取締役及び取締役は既に亡くなっていることから、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料の存否が不明であり、申立人の給与から厚生年

金保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1548

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間③のうち、平成16年7月の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から54年7月まで
② 昭和55年10月から56年7月まで
③ 平成16年7月及び同年8月

私がA株式会社に勤務していた期間の月給は100万円以上であったので、標準報酬月額は常に最高等級であった。申立期間の標準報酬月額の記録が最高等級とされていないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録では、申立人のA株式会社における標準報酬月額は47万円と記録されている。

しかし、申立人が所持している平成16年7月の給与明細書から、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された厚生年金保険料額より高額な保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の報酬月額（給与の総支給額）から、申立期間③のうち、平成16年7月の標準報酬月額を53万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成16年8月については、申立人が所持している給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められるが、申立人に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、記録の訂正を行うことはできない。

次に、申立期間①及び②について、A株式会社の元代表取締役及び破産管財人に照会したところ、「当社は平成19年4月26日に破産し、帳簿等関係書類は既に廃棄したため、書類上確認できないが、申立人の標準報酬月額について、記録どおりの届出を行った。」と供述している。

また、申立人は、申立期間①及び②について、給与明細書等を所持しておらず、給与から控除されていた厚生年金保険料に関する具体的な記憶を有していないことから、申立人が主張する最高等級に基づく標準報酬月額に相当する保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人は、「給与は、毎月、A株式会社のほかに同族企業の株式会社B又はC株式会社からも併せてもらっていたため、合計100万円以上あり、標準報酬月額は常に最高等級であった。」と主張しているが、株式会社Bに係るオンライン記録に申立人の氏名は見られず、C株式会社については、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

加えて、A株式会社の同僚は、「C株式会社はA株式会社の下請目的で設立された会社で、従業員はすべてA株式会社からの出向であり、C株式会社で社会保険に加入した者はいなかった。」と供述していることから、申立人がこれらの事業所で厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1549

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、申立期間にA株式会社のB本社から転勤で同社C事務所に変わっただけで継続して勤務していたのに、社会保険事務所（当時）の記録によると、1か月空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している申立人に係る身上調書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B本社における昭和61年7月の社会保険事務所の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を誤って

昭和 61 年 8 月 31 日として届け出たため、同年 8 月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和59年7月27日に訂正し、標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月27日から同年9月27日まで
私は、昭和39年8月からA株式会社に退職や休職をすることなく継続して勤務し、同社B工場から本社に異動した際の59年7月から同年9月までの2カ月間の記録が抜けている。この期間中も、A株式会社から給与を受けていたので、この期間の記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社からの回答並びに申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務（昭和59年7月27日に同社B工場から同社本社に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社における昭和59年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行につ

いては、事業主は申立期間の関係資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

私は、免除期間について国民年金保険料追納の案内が届いたため、問い合わせたところ納付書が送られてきたので、申立期間の保険料として16万円余を平成18年8月に市役所の窓口で納付した。申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成18年8月に市役所の窓口で追納したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料を追納する場合、その納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間について追納された保険料すべてが漏れるとは考え難い。

また、国民年金保険料の追納は、追納申込みを受けて納付書を発行することとなるが、オンライン記録において申立期間の追納申込みが行われた記録は無い上、平成14年4月以降、市町村が行っていた保険料の収納事務が国に一元化されたことにより、市役所では保険料を納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年5月まで
② 昭和40年6月から50年11月まで

私の国民年金は、母親が、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。50年12月に、母親が国民年金に加入し保険料を納付してしてくれたことを忘れ、新たに新規加入した。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①については、昭和36年10月に申立人の国民年金手帳記号番号が旧姓で、申立人の実兄と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人の実兄については、同手帳記号番号払出簿に「公的年金被保険者のため取下」と記載されている。

なお、上記の国民年金手帳記号番号は、旧姓のまま平成14年11月20日に、昭和50年12月に払い出された国民年金手帳記号番号に統合されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立期間②については、婚姻後の国民年金の任意加入対象期間であり、昭和50年12月11日に任意加入するまでは国民年金の未加入期間であることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から49年12月まで
私の国民年金は、昭和40年1月ごろ、夫がA区役所で加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫が同区役所で納付してくれていた。申立期間の納付記録が無いことに納得がいかないの、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月ごろ、申立人の夫が区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年2月に任意の被保険者資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できる上、オンライン記録においても、申立人の被保険者資格は、同年1月16日に任意取得となっていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人の夫又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1629

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料について未納とされているが、区役所などで3か月ごとに納付しており、未納となっていることに納得できない。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、区役所などで納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和59年1月19日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが、申立人が所持している国民年金手帳により確認でき、このことは、国民年金の加入状況、国民年金保険料収納状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リスト及び特殊台帳の記載とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から42年12月まで

申立期間当時、A県B町（現在は、C市）で青年団に加入し、青年団は地区の国民年金保険料の集金を引き受けていたことから、私も国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金を委託されていた地元の青年団に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、D市E区で、婚姻後の昭和50年6月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、申立人が申立期間当時居住していたA県B町において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているか調査するとともに、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年3月まで

昭和36年10月ごろ、夫が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私が定期的に郵便局で納付した。当時、特例納付が実施されていたが、全部納付していたはずであり、社会保険事務所（当時）には納付した旨が書かれた書類が有ることを確認している。申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を定期的に郵便局で納付したとし、社会保険事務所には納付した旨が書かれた書類が有ると主張している。

しかしながら、申立期間は国民年金の未加入期間である上、A市における申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認する方法であり、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、第3回目の特例納付が実施されていた時点で60歳になるまで国民年金保険料を納付したとしても、国民年金老齢年金の受給資格を得るには48か月不足していたことが、特殊台帳に「納付書 48」と記載されていることから推認できる。しかし、同台帳には特例納付された記載は無いことから、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることが判明したために、申立期間を含む未納となっていた期間を受給資格期間である通算対象期間とするため、被保険者資格を訂正の上、未加入期間としたものとみるのが相当である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 7 月 31 日まで
私は、昭和 45 年 4 月に A 株式会社に入社、平成 20 年 3 月末に退職したが、昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月までの厚生年金保険の標準報酬月額がその前の期間の標準報酬月額と比較して低くなっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 53 年 10 月の定時決定では 28 万円であるにもかかわらず、54 年 10 月の定時決定では 22 万円に引き下げられており、標準報酬月額が引き下げられていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していた時期に標準報酬月額が引き下げられることは考えられないとして申し立てている。

しかし、当該事業所は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、当時の事情は不明である旨の回答があったことから、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険の保険料控除額について確認することができない。

一方、当該事業所人事部によれば、「申立人が入社した昭和 45 年の大学院卒（修士）初任給と入社以降の労使協定書による平均昇給額を基に算出した想定賃金は昭和 54 年度で 18 万 8,000 円であり、この想定賃金は諸手当、残業手当は含まないものの昇級額は全社平均であり、年齢の若い申立

人の場合は平均額よりも実際の昇級額は低かったと思われ、申立期間の申立人の基準賃金は18万8,000円より低かったと思われる。」と回答している。

また、当該事業所人事担当者及び申立期間当時の上司は、標準報酬月額の変動要因として、工場の設計部門は残業が多いが、申立人が昭和53年2月に異動したB(ユーザを教育する部門)は残業や出張が少ないことから、残業手当の額が変動したものと思われる旨の回答をしている。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月 15 日から 46 年 7 月 31 日まで
② 平成 7 年 1 月 1 日から 9 年 5 月 16 日まで

A協同組合には1年以上勤務したにもかかわらず、昭和45年3月1日から同年4月15日までのわずか1か月しか厚生年金保険の加入記録が無い。また、株式会社Bには少なくとも平成7年1月1日から勤務していたが、厚生年金保険の加入期間が9年5月16日から同年12月16日までとなっている。上記2つの申立期間について、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A協同組合に照会したところ、当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、申立期間当時の状況は不明である旨の回答があったことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認をすることができない。

また、当時の同僚に照会したところ、申立人がオンライン記録の厚生年金保険の加入期間後も勤務していたことについて記憶している者がいることから、期間は特定できないものの、A協同組合に勤務していた可能性はあるが、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、A協同組合に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和45年3月1日、資格喪失日は同年4月15日となっており、オンライン記録と一致している上、

健康保険証は同年5月に返却されたことが記載されている。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和45年3月27日で、離職日は同年4月26日であることから、オンラインの記録とほぼ一致していることが確認できる。

申立期間②について、株式会社Bの保管する賃金台帳によると、申立人は平成7年1月1日から9年5月16日の間、同社に勤務していたことは確認できるものの、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当時、申立人と同様に株式会社BのC店に勤務していたとされる同僚に照会したが、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ごろから33年ごろまで
② 昭和34年ごろから57年ごろまで
③ 昭和50年ごろから57年ごろまで

私は、映写技師2級免許を取得し、昭和26年ごろから33年ごろまでA館に勤務し、退職後、34年ごろから57年ごろまでB劇場に勤務した。その間に50年ごろから57年ごろまでC館の仕事も請け負っていた。当該期間の厚生年金保険加入記録が無いので調査の上、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が勤務したとしているA館及びB劇場については、D協会の回答及び当時の住宅地図の記載によれば、A館については開館時期は不明であるが、昭和46年まで存在しており、B劇場については34年から37年6月まで存在していたと考えられる。

しかしながら、オンライン記録において、上記両事業所名で確認を行なったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立期間当時の代表者は所在不明であり、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、同事業所の状況や申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができなかった。

さらに、申立期間②について、申立人はB劇場に昭和34年ごろから57年ごろまで勤務していたと主張しているが、上記のとおりD協会は「B劇場は、昭和37年6月で廃館している。」旨回答していることから、申立人

が当該事業所において57年まで勤務していたことは確認できない。

C館に係る申立期間③については、申立人は昭和50年ごろから57年ごろまで勤務していたと主張しているが、オンライン記録において当該事業所は45年12月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、D協会に照会したところ、「C館は、昭和46年1月で廃館している。」旨回答していることから、当該事業所が57年まで存在していたことは確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であった者から供述を得られたが、申立人の情報を得ることはできなかった。

さらに、当時のC館の事業主は所在不明であり、人事記録、賃金台帳等関連資料の存否も不明である上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、同事業所の状況、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号も連続しているため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間②及び③において、申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から同年12月まで

私は、退職のあいさつを真冬の正月以降に行った記憶があるので、昭和21年12月末日まで、A株式会社B工場に在職していたはずであるが、同年4月以降の厚生年金保険の加入期間が抜けている。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とA株式会社B工場の寮が同室であった申立期間当時の同僚から供述を得られたものの、同僚は申立人が退職した時期を記憶していないことから、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人が記憶している当該事業所の事務担当者は既に亡くなっており、申立期間当時に当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会したものの、上記の同僚以外は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務期間について供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所は平成6年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、C市にある当該事業所の本社（現在は、D株式会社）に照会したところ、「震災によって、多くの資料を紛失しており、当時の資料もその際に紛失したと考えられる。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで
昭和 48 年 2 月 1 日から 49 年 1 月 31 日まで A 事務所に経理事務の正社員として勤務していたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、その間の厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所に勤務していた複数の同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記複数の同僚の回答においても、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認できない上、上記複数の同僚のうちの一人は、「申立人は通院しながら勤務をしており、フルタイムの正社員ではなかった。」と供述している。

また、申立人は申立期間において自分の健康保険証で定期的に通院していたと主張しているが、申立人が昭和 48 年 1 月まで勤務していた B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険の被保険者名簿には、申立期間に係る同年 2 月に継続療養給付の申請があった旨記載されている。

さらに、A 事務所は昭和 48 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用を受けており、申立人が勤務を開始したとしている同年 2 月については厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及びその後継者は既に亡くなっており、A 事務所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、人事記

録及び賃金台帳等の関連資料の存否も不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 7 月 8 日まで
社会保険事務所（当時）からの回答によると、A株式会社での厚生年金保険の資格は昭和 17 年 6 月 1 日から 22 年 9 月 1 日までと 23 年 7 月 8 日から 28 年 7 月 7 日までとなっており、この間の昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 7 月 8 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間に算入されていないので調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入されたい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し 22 年 9 月 1 日に資格を喪失後、同社において 23 年 7 月 8 日に再び資格を取得しており、申立期間の被保険者記録がない。

また、B県C部が証明する軍歴証明書により申立人が昭和 18 年 9 月 20 日に陸軍に召集され、23 年 6 月 20 日に復員した軍歴が確認できる。

一方、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

しかしながら、申立期間前の昭和 22 年 5 月 3 日から同年 9 月 1 日までの期間は、A株式会社は当時の資料は残っていないとしているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、177 人の多数の被

保険者が 22 年 9 月 1 日付けで厚生年金保険の資格を喪失処理されていることが認められる。このことから、当該事業所においては、厚生年金保険の被保険者で陸海軍に徴集又は召集された場合であって、未復員の場合は、同年 9 月 1 日に被保険者資格喪失の届出を行ったものと考えられる。

また、申立期間について、A 株式会社は当時の資料は残っていないと回答しており、申立人は「昭和 23 年 6 月 20 日まで兵役期間中である上、妻は終戦以降には A 株式会社から扶助料が支給されなかったため郷里の B 県に疎開していたと言っていた。」と供述していることから、当該事業所が給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立期間において申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 ごろから 35 年 9 月 4 日まで
A 有限会社で勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 有限会社の現在の事業主及び複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、「当初、就職が決まっていた会社から、A 有限会社が人手不足ということで、私が同社で勤務することになったので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述しているが、当該事業主は、「申立期間当時、入社してもすぐに辞める者も少なくなかったので、厚生年金保険の加入の手続きは、入社後すぐには行っていなかった。」と供述している上、申立期間当時の経理事務担当者も「A 有限会社は、全員正社員であったが、人によっては試用期間があった。」と供述していることから、当該事業所において、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の元同僚の供述においても、申立人が勤務していたこと以外に、申立内容について確認することはできなかった。

加えて、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
申立期間当時、A株式会社において、主にB地方の工事現場で勤務しており、昭和 42 年 4 月 30 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格が 41 年 2 月 1 日で喪失しているのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社勤務していた複数の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に廃業し、申立期間当時の事業主は亡くなっており、申立期間当時の取締役等に照会しても、当時の給与明細書等関連資料は保管されていないため、申立人に係る勤務の実態及び社会保険の加入手続等に関する供述を得ることができず、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できない。

また、申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 40 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、41 年 2 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる上、「喪失届受付年月日 41.3.19」の押印が有るほか、申立期間における当該事業所に係る健康保険整理番号は連続して欠番は無く、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 30 年 11 月 25 日まで

A 有限会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 31 年 3 月 31 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱 8,483 円 31. 3. 31」等が記載されており、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額は法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みという回答があったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は昭和 35 年 8 月 10 日に支給決定されており、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱」表示は無いものの、脱退手当金の支給記録が有る 13 人のうち、申立人を含む 6 人に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって、脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 2 日まで
「ねんきん特別便」を見て、A相互会社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さほうがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。